

「長崎県介護保険審査会」委員の募集案内

県では、介護保険法に基づき設置され、保険料や要介護認定などへの不服審査を行う「長崎県介護保険審査会」の委員のうち被保険者代表委員を募集します。

○募集期間は、

令和7年1月27日（月）から2月14日（金）までです。（当日消印有効）

○募集委員の人数は、2名程度です。

○応募資格は、

県内に居住している40歳以上の方（令和7年4月1日現在）で、本人が応募される場合のみ対象とします。

なお、委員には守秘義務が課されます。もし、委員が正当な理由なしに、職務上知り得た個人の秘密などを漏らしたときは罰せられる場合があります。

（介護保険法第205条）

○任期は、

原則として、令和7年4月から令和10年3月末までです。

○活動内容は、

審査会は、被保険者代表委員3人（今回募集する委員を含む）、市町代表委員3人及び公益代表委員18人の計24人で構成されます。

被保険者代表委員は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料などの不服申し立てについて、市町代表委員及び公益代表委員とともに審理・裁決を行うことになります。

なお、要介護認定など専門分野に関する不服申し立ては、医療、福祉等の学識経験者などからなる公益代表委員のみで構成される合議体が担当します。

会議開催の際は、報酬及び交通費（県の基準による）をお支払いします。

○応募方法は、次のとおりです。

「長崎県介護保険審査会委員・応募申込書」に必要事項を記入し、
「介護保険への提言、意見等について」（800字程度の小論文）を添えて、郵送またはメールにてお申し込み下さい。（書式は自由です。）
なお、原稿は返却しませんので、ご了承ください。

○選考：小論文による一次選考の後、面接（2月28日（金）の予定）により決定します。

○応募先：〒850-8570

長崎市尾上町3-1 長崎県福祉保健部長寿社会課

E-Mail s04720@pref.nagasaki.lg.jp

電話 095-895-2431

この募集要領・申込書は、最寄りの県振興局、県福祉事務所、県保健所に設置しているほか県の審議会ホームページに掲載しています。（掲載期間：1月23日～2月14日）